



## 医薬品の価格について

### ● 医薬品の価格は誰が決めている？

病院や薬局で調剤される医薬品の価格は誰が決めているのでしょうか。ご存知の方もいるかと思いますが、一般用医薬品のように製薬会社が自由に決める訳ではなく国によって定められています。

日本は国民皆保険であり、国民すべてが何らかの公的な医療保険制度に加入しています。これにより医療費の一部（概ね3割）は自己負担しますが、残りは医療保険が支払う仕組みとなっています。病院での診療や治療と同様に、医薬品の価格を国が定めることで国民が平等に医療を受ける機会を保障しているのです。

医療保険によって支払われる医薬品の価格は、薬価と呼ばれています。

### ● 医薬品の価格（薬価）の決め方

薬価は一定のルールに基づき定められています。次に薬価の決め方について簡単に紹介いたします。

#### ① 新医薬品（先発医薬品）

##### 類似薬がある場合（類似薬効比較方式Ⅰ・Ⅱ）

効能・効果や作用、化学構造式、投与形態などからみて、類似した医薬品（類似薬）がある場合、新医薬品は類似薬の1日あたりの薬価を参考に定めています。

さらに新しい作用機序や高い有用性・安全性を有する医薬品や希少な病気のための医薬品などには加算の基準が設けられており、加算された価格が薬価となります。

##### 類似薬がない場合（原価計算方式）

類似薬が発売されていない場合、新医薬品は原材料費、製造経費などの製品総原価に販売費や研究費、営業利益、流通経費、消費税を積み上げた価格が薬価となります。

すでに外国で発売されており外国価格とのかい離が大きい場合は、価格の調整も行われています。

#### ② ジェネリック医薬品（後発医薬品）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を初めて薬価に定める場合、原則として新医薬品（先発医薬品）の7割の価格が薬価となります。ジェネリック医薬品は、研究開発に要する費用が少なく済むことから薬価は低く設定されています。

実際にはさらに細かなルールがあり、薬価が定められています。また、一度定められた薬価についても2年に一度、卸業者から病院や薬局に対する実際の販売価格（市場実勢価格）に基づいて改定されているのです。

横浜市立大学附属病院 薬剤部 若杉 正

《編集後記》活躍する薬剤師を紹介しています。今後も様々な事業を企画してまいります。ご要望などございましたら、下記の事務局までご連絡お願いいたします。

《発行》 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会

〒235-0007 横浜市磯子区西町14-11 神奈川県総合薬事保健センター 4階

TEL：045-761-3345 FAX：045-761-3347

インターネットアドレス <http://www.kshp.jp/>

